

# 委員協議会資料

日時：平成20年10月30日(木)10時30分～  
場所：教育委員室

## 資料目次

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて（経緯等）	・・・1
条例改正を視野に入れた場合の対応について	・・・2
市町村教育長等との意見交換会の概要	・・・3～6
鳥取県情報公開条例の改正について	・・・7
鳥取県情報公開条例の解釈・運用の指針（抜粋）	・・・8～10
平成20年9月定例県議会決議(10/14)	・・・11
「県基礎学力調査」と「全国学力学習状況調査」の違い	・・・12

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

平成20年10月30日

小 中 学 校 課

1 経 緯

- 平成20年 8月11日 臨時教育委員会（公開）で、H19調査結果の非開示決定に対する異議申立てを棄却すると同時に、H19・20の調査結果は非開示とし、H21以降の調査結果は今後検討することを決定
- 19日 教育委員会委員協議会（非公開）で、調査結果の今後の取扱いについて検討
- 22日 常任委員会で、臨時教育委員会（8/11）での決定内容を報告
- 26日～ 各市町村教育委員会へ調査結果の今後の取扱いに係るアンケートを実施
- 9月 9日 教育委員会委員協議会（非公開）、調査結果の今後の取扱いについて検討
- 17日 常任委員会で、臨時教育委員会（8/11）での決定に関する質疑応答（山田委員長出席）
- 22日 9月議会で、内田議員の質問に対し、知事が条例改正に言及するとともに、山田委員長も条例改正の上、開示の方向も視野に入れることを答弁
- 25日 9月議会で、稲田議員の質問に対し、知事が条例改正に言及
- 10月 2日 市民オンブズ鳥取が、H19調査結果の非開示決定に対し、鳥取地方裁判所に提訴
- ” 教育長が、知事に条例改正の検討を申し入れ
- 3日 9月議会で、興治議員の質問に対し、山田委員長が条例改正に関し、制約条件のようなものをつけるのも一案である旨を答弁
- 9日 常任委員会で、条例改正を含めた今後の方向性について口頭で報告
- 14日 9月議会で、議員発議による「全国学力・学習状況調査結果の開示を求める決議」を可決
- 16日 教育委員会委員協議会（非公開）で、調査結果の今後の取扱いについて検討
- 21日 市町村（学校組合）教育行政連絡協議会（公開）で、調査結果の今後の取扱いについて意見交換
- 22日 小・中・特別支援学校長会との意見交換会（公開）で、調査結果の今後の取扱いについて意見交換
- 30日 教育委員会委員協議会（公開）で、調査結果の今後の取扱いを協議

2 今後のスケジュール

- 平成20年11月14日 定例教育委員会
- 25日～ 11月議会（11/25～12/18の予定）

## 条例改正を視野に入れた場合の対応について

H20.10.21～22

### 【趣旨】

県教委は8月の教育委員会で全国学力・学習状況調査結果の19・20年度の非開示、21年度以降の検討を決めており、現在21年度以降につき開示・非開示の両面から検討中。その際、過去の調査を非開示とした理由をある程度払拭できるように条例改正することにより開示が可能となるのか、議会答弁、議会決議などを踏まえ検討するもの。

#### 参 考 [19・20年度非開示の主な理由]

- ① 実施主体である国、参加主体である市町村教委・学校は非開示を前提に実施しており、どちらでもない県教委が実施後に開示することで現場が混乱すること。  
これにより県と国・市町村・学校との信頼関係が損われ、調査結果を活用した教育内容の改善など今後の県教委の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあること。
- ② 学校現場で過度の競争や序列化が生じるおそれ、その結果参加主体からの協力が得られなくなるなど国の事業に支障を及ぼすおそれが否定できないこと。
- ③ 子ども達の心情に対しての教育的配慮が必要であること。

### 【条例上の対応方針】

- 非開示理由① → 平成21年度以降の実施分から適用  
非開示理由②及び③ → 開示を受けた者及びその者から提供を受けた者に対する教育的配慮からの使用制限

### 【条例改正の内容】

#### (1) 基本事項

##### ア 改正の理由

- 全国学力・学習状況調査における市町村別・学校別調査結果を開示するに当たっては、序列化や過度な競争が生じないような教育的配慮及び成長段階にある児童生徒の心情に対する教育的配慮が必要であり、開示を受けた者等に対し、こうした観点からの使用制限を設ける

##### イ 適用の時期

- 改正後の条例は、H21以降の実施分から適用  
○H19・20実施分については、改正前の条例を適用（引き続き非開示）

##### ウ 議会への提案予定

- 11月定例県議会（11/25～12/14）

#### (2) 個別の検討項目について

- ア 開示の範囲 ……市町村別と学校別のすべてか、一部か  
イ 使用制限の範囲 ……市町村別・学校別すべてか、学校別のみか（※）  
ウ 使用制限の方法 ……例）実施機関が児童等の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるときは、開示請求者に対し一定の制限を付した上で開示決定する  
エ 違反者への罰則 ……是非、対象行為など  
オ その他  
○県基礎学力調査の公表とのバランス（※）  
○市町村自らの公表・開示の動きとの関係  
○国の動向

全国学力・学習状況調査の取扱いに係る  
市町村（学校組合）教育行政連絡協議会の概要

平成20年10月21日  
倉吉シティーホテル

1 主な意見

- ※ 情報公開条例は、その趣旨から、制限は不可能と考えるが法的に可能か
- ※ 今回最大の問題点は約束事が守られなかったこと。こういうことがまかり通ると教育は成り立たなくなる。開示の可能性があるなら、1年前に条例改正に動くべき。
- ※ この調査は、小学校・中学校の出口でラベルを貼られる調査。時間をかけて手だてを講じて修正して出してやるのが教育的。慎重に進めて欲しい。

2 意見交換会の概要

(○・・・市町村教育長                      ●・・・事務局)

- 全国学力学習状況調査の今まで経緯の報告と、これからの方向をお知らせして、協力願いたい。

提訴に対しては、きちんと教育委員会として理由を申し述べデータを元に対応をしたいと思っている。開示・非開示両面で考えているがもし、開示なら条例改正を含めて検討している。

- 情報公開条例は、その趣旨から開示請求者に対して趣旨に反するため得た情報について制限を加えることは無理だと解釈しているが、それは法的には可能なのか。

- そこを知事部局と検討している。恣意的に制限はできないので、配慮を求める、情報開示を受けた者だけに限定して、情報の意味合いを考慮し、子供たちの心情への配慮を条件とする程度でどうか。

請求できる人物像、目的、利害関係等での制限は不可能。必要最小限のギリギリのところで行う方向。

- 一番の根本は、まず文科省と市町村教育委員会との実施要領、これが守られなかったこと。

法的な根拠云々とは別に、我々は市町村別・学校別の情報は非開示という約束事で調査を受けた。

今になって開示・非開示だというのは別問題。こういうことがまかり通ると教育は成り立たなくなる。

約束事が守れない状況が起こる可能性があるなら、前もって了解を得るのが筋である。

- 約束事という話は最初に非開示処分の理由としては説明してきた。しかし、法的拘束力が無いという判断。公表は不可と記されていたが、開示は各県条例に基づいて判断する

ようにと書いてある。

我々も約束破りをしたくてやっている訳ではない。条例は大事だし、決議も出され、議会でも様々な議論が尽くされた上での状況である。

○この度の調査結果は数字が外に出て行く。その数字の意味は、市町村であり学校毎のランク付けとなる。しかし、それはあまり意味がない。その子達にとっては小学校の出口や中学校の出口でなされた調査、出口でラベルを貼られて出て行く、手だてを講じて修正してやる時間もない。もうすこし時間を取って、修正して出してやるのが教育的。その後、良くなったのか悪くなったのかが、教育活動の意味なので、ラベルを貼って出すという仕組みになっている点を考え、慎重に進めていただきたい。

●11月議会とすると非常に日程が厳しい。普通なら一月前から徐々に合意形成する。今回は合意形成のための議論はさんざん尽くされている。最後は条文上でどう上手くバランスを取るかということ。

10月30日に決まれば、直ちにパブコメで主な内容を出したり、電子参画アンケートで意見を聞いたりしたい。県の教育委員会が11月14日に行われる。教育委員会が考える条例の姿を条例提案として知事に預けるという形になる。変な意味で目が離せない1ヶ月になる。

●過去4回の基礎学力調査について開示請求は9件あった。我々は応じたが公表にはならなかった。

ここの所は公表と開示の違いを理解する必要がある。議会は混乱していたので整理が必要。

県の持つ条例と照らし合わせると、開示の可能性が強いと判断した。文科省と話をしたが、持つことになった。答申が出た後、第2ステージだが、答申は尊重して（縛られるわけではなく）対応しようということにした。我々は早い段階でその話をすべきだったとう所は反省点。

●19、20年度は非開示決定にしている。大事なものは、21年度以降。

情報を知る権利は大事な権利、ただ再三言うように、制限がどの程度できるか、もし制限ができるならば開示はあり得る。難しいところはたくさんあるだろうがやってみたい。ご理解をお願いしたい。

○県教委がデータを持つと開示請求があったときに開示しなければならないと認識があったとのこと、それならなおのこと去年の9月の段階で、非開示にするという事を決めたときに、条例改正の動きをして欲しかった。我々が把握したとき以上に県教委は把握していたわけだから、本当は1年前に条例改正に動いていたなら、こんなに騒動は起きなかった。

## 全国学力・学習状況調査結果の取扱いに係る

### 小・中・特別支援学校校長会（役員）との意見交換会の概要

平成20年10月22日

中部総合事務所

#### 1 主な意見

※序列化や過度な競争が生じないよう、また、あとで不備があったということにならないよう慎重に条例改正を進めて欲しい。

※開示・非開示ばかりに目を向けるのではなく、調査結果の活用のあり方や取組への支援についてもっと議論していくべき。

※各学校の取組に対する県の支援としては、やはり人的措置が一番ありがたい。

#### 2 意見交換会の概要

(○…校長会 ●…事務局)

○開示がよくて非開示が悪いといった風潮があるが、学校は今回の調査結果についてもHP、学校便り、保護者会等で情報をオープンに出している。しかし、他の市町村や学校と順位で比較するようなことは必要のないことである。また、学校は何でも隠したりかばいあったりするように言われるが、教員は批判されることを恐れているわけではなく、むしろ指摘は改善に生かすべきものと捉えている。知事の文科省批判も心配。基本的には文科省の指示がブレずに学校まで下りてくることを望んでいる。校長会としては、山田教育委員長の3つの非開示理由を支持している。想定外でしたということがあってはならず、恐れを心配しては前進しないという考えには賛同できない。条例改正もあとで不備があったということにならないように、限られた時間ではあるが慎重に進めて欲しい。

●校長会と同じ方向で検討していく。国にも規定の明確化を要求していく。

○県は市町村別・学校別データを受け取らないということを示したと思うが、その方針は変わらないのか。

●その可能性を探ったこともあるが、結論としてデータを受け取らないということは不可（実施要領に明記）。

○そうであるなら、国の指示と県条例との矛盾を感じる。

○条例改正に関して、序列化や過度な競争が生じないための使用制限等の原案を考えているのか。

- 開示＝公表にならないようにすることを考えている。
- そういう制限をかけられるのか。また、情報を共有して改善につなげるといっても、結局のところ学校単独の取組になるのではないか。
- その方策を考えているところ。
- データを学校現場で生かしていくという点で、県がどんな支援ができるかという議論がほしい。学校は調査結果を隠しているわけではなく、それぞれ改善に向けて努力しているのだから。
- 各学校の取組はよく理解しているが、県が情報をすべてストップしているから学校が何もしていないという認識を持った県民も多いようだ。各学校の地域を巻き込んだ取組に県としても支援できないか検討している。
- 教育の中立性を保ち、県は自信を持って毅然として周囲に遠慮せず仕事をしてほしい。
- 調査結果を保護者や地域の方と一緒にあって有効活用するためには、数値だけ示してもあまり意味はなく、分析した内容をわかりやすく示して課題を共通理解することが大切。条例改正もそれらを踏まえた方向で検討してほしい。
- 非開示の3つの理由を堅持してほしい。特に子どもたちへの教育的配慮が最優先。そのことをもっとわかりやすく一般県民に説明すべきだったというこちらの反省もあるが…。
- 小・中のことで話をしているわけだが、高校生の学力はどうなのか、中学校までの指導が高校教育に生かされているのか。この議論に高校も乗せてほしい。

(ここで学力向上の取組への支援に関することに話を転じ、白井課長が学校としてはどんな支援が欲しいのかを質問)

- 支援はやはり人。加配も確保してほしいし、30人・33人学級は堅持してほしい。
- 人については、この件に関わらず最優先で取り組んでいく。
- 生活習慣や学習習慣に関わる部分での支援がほしい。また、研究会等で自習になるクラスの監督をしてもらえる地域の人を確保するような事業があると、教員は研修に打ち込める。
- 9年のスパンでの教育という視点から、小中双方向の出前授業に取り組んでいるが、今のところ中から小への一方通行である。兼務をかけてもらえると年間を通じて取り組みやすい。また、そのためにも人の手当が必要。
- 小中連携という一つの提案だと思うし、そこに加配をつけるということも考えられる。
- 中高の連携が進まない現状があり、そこを何とかしたい。
- 事務の共同実施が効果を発揮している。同じように、たとえば理科の先生は実験などがあるので他校でも勤務できるようになるといいのではないかと思う。
- 美術などではすでにやっている部分もあるが、検討していきたい。

鳥取県情報公開条例の改正について

H 20.10.30

I 検討の視点

- ・ 序列化や過度な競争が生じないような配慮、成長段階にある児童等の心情に対する配慮が必要
- ・ 開示を受けた情報の使用制限は知る権利の制約につながるため、必要最小限なものとする

II 条例の概要

関連条項等		盛り込む内容	検討事項
改正 第9条 第2項 第7号	開示義務 (第2項：非 開示情報)	小学校の児童等の <u>全国的又は全県的な学力の実態</u> を把握するため実施される試験の学級ごとの調査結果であつて、児童等の数が10人以下の学級に係るもの	
新設 第10条 の2	制限付き 開 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関は、開示請求に係る公文書に全国学力調査の調査結果に関する情報が含まれる場合であつて、児童等の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるときは、開示請求者に対し、当該情報の使用に関し、<u>特定の学校又は学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない、</u>などの制限を付した上で開示決定することができる。</li> <li>・ 開示請求者は、上記制限に反して当該情報を使用してはならない。</li> </ul>	制限の例示部分 恣意的な運用を避けるため、包括的な制限ではなく、大多数の人が納得できるだろう程度に具体性をもたせる必要  参照：第4条(適正使用)の解釈・運用 →資料P8
<del>(新設) (第4条 案)</del>	<del>(罰 則)</del>	<del>(使用制限に反して使用した者 →5万円以下の過料 又は罰則なし)</del>	<del>(個人情報保護条例…不正 手段による個人情報の入 筆→5万円以下の過料)</del>
附則	適 用	公布の日から施行 平成21年度以降に実施される全国学力調査から適用(19、20年度分は従前どおり(非開示))	8/11 委員会議決との整合性

III スケジュール

- 11月上旬～中旬 改正案に関するパブリックコメント、県政参画電子アンケート
- 11/14 定例教育委員会(方針の正式決定、知事への改正依頼など)
- 11/25～12/18 11月定例県議会(知事が条例提案)→12月下旬公布  
(昨年度：12/19 次年度調査への参加意向締め切り)



# 鳥取県情報公開条例の解釈・運用の指針（抜粋）

制定：総務部県民室

## （適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

### 第4条（適正使用）関係

#### 第1 趣旨

本条は、この条例により公文書の開示を受けたものの責務を定めたものである。

#### 第2 解釈・運用

- 1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に定める「県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」というこの条例の目的に従うということである。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、この条例により公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、社会の良識に従って適正に使用しなければならず、いやしくも特定の個人や企業に対するいやがらせ、脅し等に用いるなど他人の権利利益を侵害することがあってはならないということである。

なお、公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。

## （開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

～ 中略 ～

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ
  - イ 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

### 第9条（開示義務）関係

#### 第1 趣旨

本条第1項は、公文書の開示請求に対して、実施機関は原則公開しなければならない義務を定めたものである。ただし、本条第2項に規定する一定の非開示情報については公開しないことを定めたものである。

## 第2 解釈・運用

- 1 本条第2項各号は、原則公開の例外を規定したものであり、非開示とする合理的な理由のある情報を限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 「当該公文書を開示しないものとする」とは、請求のあった公文書に本条第2項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に公文書を開示しなければならない義務を課すものである。
- 3 本条第2項各号に該当する非開示情報が記録されている公文書については、当該公文書のすべてが開示できないとするものではなく、部分開示となる場合や、開示請求の時期によっては後日公文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに第11条に規定する公益上の理由による裁量的開示により開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## 第9条第2項第1号（法令等の規定により開示できない情報）関係

### 第1 趣旨

本号は、法令又は条例の規定により開示することができないとされている情報及び各大臣等から開示してはならない旨の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報が記録されている公文書は、開示しないことを定めたものである。

### 第2 解釈・運用

- 1 「法令又は条例の規定」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。
- 2 「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報」とは、地方自治法に規定する法定受託事務における各大臣等の明示の指示等をいう。
- 3 「各大臣等」とは、大臣のほか、大臣から当該事務に係る権限を委任された事務次官、局長等をいう。

## 第9条第2項第6号（事務又は事業の遂行に関する情報）関係

### 第1 趣旨

本号は、公開することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

### 第2 解釈・運用

- 1 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるので、この規定の適用に当たっては留意する必要がある。

## 第9条第2項第7号（基礎学力調査結果に関する情報）関係

### 第1 趣旨

本号は、小学校の児童又は中学校の生徒の心情に対する配慮並びに教育行政の適正な遂行に対する支障の防止の観点から、全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果で、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るものにつき非開示とすることを定めたものである。

5号及び6号の解釈運用でも可能であるとの考え方もあるが、情報公開制度の明確化や実施機関の裁量を限定するため、平成15年6月の改正により新たな非開示条項として規定したものである。

## 第2 解釈・運用

「全県的な学力の実態を把握するため実施される試験」とは、「基礎学力調査」をいう。

公開することにより、個人は識別できなくても、その構成員である児童生徒の状況が類推されることなどから、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じるなど教育上の配慮から、10人以下の学級に係る結果について非開示とするものである。

### (審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であるとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

## 第19条(審議会への諮問等) 関係

### 第1 趣旨

本条は、開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、公正・中立な第三者機関である審議会への諮問の手続を定めたものである。

### 第2 解釈・運用

1 「不服申立てがあった場合」とは、部分開示又は非開示の決定等があった場合に開示請求者が不服申立てを行った場合のほか、公文書が開示されることによりその権利利益が侵害されることとなる第三者が不服申立てを行った場合をいう。

2 「不服申立てが不適法であり、却下するとき」とは、不服申立者に不服申立適格がないこと、不服申立期間の経過等の要件不備により、当該不服申立てを却下する場合をいう。

3 「裁決」とは、実施機関が開示・非開示の決定権限をその管理に属する行政庁等に委任した場合において、当該行政庁等が処分庁として行った開示・非開示の決定等に係る審査請求に対し、実施機関が審査庁として行う判断行為をいう。

「決定」とは、開示・非開示の決定等に係る異議申立てに対し、処分庁である実施機関が行う判断行為をいう。

4 第2項は、実施機関が不服申立てに対する裁決又は決定を行う場合においては、審議会の答申を十分に尊重しなければならない旨を定めたものである。

5 不服申立てがあった場合の手続に関する具体的な事務の取扱いについては、行政不服審査法に定めるもののほか、事務取扱要綱第8に定めるところにより行うものとする。

### (罰則)

第43条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 第2 解釈・運用

審議会には、第28条第1項の規定により、非開示情報が記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられていることにかんがみ、審議会の委員が第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした場合には、第43条に定める罰則を科すものである。

## 全国学力・学習状況調査結果の開示を求める決議

全国学力・学習状況調査結果の市町村別・学校別のデータに関し県教育委員会が昨年11月に行った非開示決定に対して開示請求者から異議申立がなされ、今年7月、県の情報公開審議会は非開示決定を取り消す答申を行った。しかし、県教育委員会は審議会の答申に反して、8月、子供たちの心情に対する教育的配慮、教育現場で過度の競争が生じるおそれ、調査が結果の非公開を前提に実施されたことを理由として異議申立を棄却した。その後、別の請求者から行政訴訟を提起され、司法判断に委ねられることになった。

今般の調査結果の開示を巡る一連の動向をみると、県教育委員会の判断も、調査の実施主体であり当事者である国と市町村の間であって、協力機関としての県教育委員会の立場を考えれば一定の理解はできる。

しかし、平成15年6月定例会において、県の実施する基礎学力調査結果について、11人以上の学級については学級ごとの成績を開示すべきとする鳥取県情報公開条例の一部改正を立案した県議会としては、一律に非開示とする県教育委員会の判断は、条例の趣旨に反するものと解さざるを得ず、極めて遺憾である。

調査結果を教育現場のみならず保護者や地域と共有することは、学力向上などの課題を明らかにし、学校、家庭、地域が連携・協力して子供たちの健全な育成に社会全体で取り組むことを可能とするものである。

今後、条例の解釈は司法の場で争われることとなり、並行して、知事部局と協同して、開示に伴う障害を除去すべく条例改正の検討を行うこととされているが、本議会は立法府としての責任を果たすべく、県教育委員会が本条例の趣旨を尊重し開示がなされるよう改めて強く求め、ここに決議する。

加えて、県教育委員会においては、調査結果を社会全体で有効に活用するため、調査結果を踏まえたさらなる学力向上対策の充実をあわせて求めるものである。

平成20年10月14日

鳥取県議会



「県基礎学力調査」と「全国的な学力調査」の違いについて

	県基礎学力調査	全国的な学力調査
教科に関する調査	<p>国語 算数・数学 理科 社会 英語(中学校のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての教科において、到達度を問う問題が主となっているが、中には児童・生徒の思考力を読み取ろうとした問題も多く存在する。</li> <li>知識理解、及び思考力を読み取ろうとした問題設計。</li> </ul>	<p>国語 A(主に「知識」) 国語 B(主に「活用」) 算数・数学 A(主に「知識」) 算数・数学 B(主に「活用」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「知識」の正答率は、鳥取県は高い数値になっており、「活用」の問題の正答率の低さが全体の数値をスポイルする状態</li> <li>「活用」の問題は、学校教育のみで解決できにくい問題もあり、その児童生徒が、日々どのような課題解決活動を行っているかというような面がみえる。</li> </ul>
質問紙調査	<p>&lt;学習を取り巻く状況調査結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習への取り組み姿勢</li> <li>学習の価値観</li> <li>学校での人との人間関係</li> <li>家庭での人との人間関係</li> <li>地域での人との人間関係</li> <li>学校で子どもを取り巻く環境</li> <li>家庭で子どもを取り巻く環境</li> <li>地域で子どもを取り巻く環境</li> </ul> <p>&lt;理解度・満足度調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教科学習の楽しさ</li> <li>学習指導に対する満足度</li> <li>児童生徒の学習の取り組み</li> <li>学習集団への働きかけ</li> <li>学級(学校)の姿</li> <li>友達との信頼関係</li> <li>教員との信頼関係</li> </ul>	<p>&lt;生徒質問紙&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習に対する関心・意欲・態度</li> <li>学習時間等</li> <li>学校生活</li> <li>学習塾・補充指導</li> <li>基本的な生活習慣</li> <li>家庭でのコミュニケーション</li> <li>社会に対する興味・関心</li> <li>自尊感情・規範意識等</li> </ul> <p>&lt;学校質問紙&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習態度</li> <li>学力向上に向けた取組</li> <li>国語科の指導方法</li> <li>算数・数学科の指導方法</li> <li>地域の人材の活用</li> <li>就学援助を受けている児童・生徒の割合</li> <li>日本語指導が必要な生徒の割合</li> <li>発達障害を持つ児童・生徒の人数 ※注</li> </ul>

※注 通常学級に在籍しているすべての生徒のうち、発達障害により学習上や生活上で困難を抱えている生徒の人数  
LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症、アスペルガー症候群、または広汎性発達障害の診断を受けている者、及びその傾向があると校内委員会等で判断されている者

